

社会福祉施設等において実施する『介護等の体験』事業（受入施設用）実施要項

1 本事業の趣旨

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号。以下「法」という。）に基づき、静岡県内の社会福祉施設その他の施設（法第2条第1項に規定する施設をいう。以下「福祉施設等」という。）において実施する「介護等の体験」の受入調整業務を社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行うにあたり、必要な事項を定め「介護等の体験」の円滑な実施を図るものとします。

2 本事業の対象者

- (1) 本事業の対象者は、原則として静岡県教育委員会が定める「静岡県介護等の体験実施取扱要綱」（以下「要綱」という。）第2条第1項に定める小学校及び中学校の教諭の認定課程をもつ大学、短期大学及び教員養成機関（以下「大学等」という。）に在籍する学生とします。
 - ① 静岡県内の大学等に在学する者
 - ② 首都圏、近畿圏、中京圏等に所在する大学等に在学し、静岡県を帰省先とする者
 - ③ 静岡県教育委員会が必要と認める者
- (2) 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、介護等の体験ができる者から除きます。
 - ① 伝染のおそれのある疾病又は介護等の体験を行う上で妨げとなる疾患のある者
 - ② 福祉施設等の正常な活動を妨げるおそれのある者

3 本事業の内容

- (1) 体験の目的・性格
本事業は、教諭の普通免許取得を希望する学生が、福祉施設等の利用者・職員との交流、共同作業をとおして利用者の生活や対人援助の実際に触れ、人権の尊重や人間関係形成の重要性、社会福祉の役割等について理解を深めることを目的とします。よって、体験の内容は、介護、介助に限定されたものではなく、下記に示す項目の基礎入門的なものを実施します。
- (2) 介護等の体験の具体的内容
 - ① 福祉施設等の利用者（児）の介護・介助、保育・養育の補助
 - ② 福祉施設等の利用者（児）との交流（話し相手）、学習活動の援助、授産作業
 - ③ 福祉施設等が行う行事、サークル活動等の施設業務の補助
 - ④ 掃除、洗濯、おむつたたみ等の作業の補助
 - ⑤ 福祉施設等のボランティアとともに行う活動への参加
 - ⑥ その他、福祉施設等が用意した活動への参加

【注意事項】

 - 排泄や入浴介助などの身体介護で、通常、専門職が行うケアについては、体験学生に体験をさせないでください。身体介助を行わせる場合には、学生の同意を前提に、職員の補助的な役割とし、事前に十分な指導を行った上で、職員の付き添いのもとで実施してください。
 - 身体介護は、「同性介助」を原則として行うようにしてください。
 - 医療機器の操作は、行わせないでください。
- (3) オリエンテーションの実施
 - ① 事前オリエンテーション
福祉施設等及び介護等の体験事業についての理解を深めるため、それぞれの大学等は、学

生に対しての事前オリエンテーションを行うことを原則とします。

②受入福祉施設等におけるオリエンテーション

受入福祉施設等では、①の事前オリエンテーションを前提とし、受入学生に対して、体験の初日（若しくは事前）に福祉施設等ごとのオリエンテーションの実施をお願いします（施設の概要、運営方針、利用者の状況、体験の注意事項等）。

(4) 学生の責務

- ①本事業の体験については、受入福祉施設等の担当職員（活動中は現場の職員等）の指導にしたがって、体験を行ってください。
- ②介護等の体験の期間中に知り得た福祉施設等の利用者のプライバシーに関する情報については、決して口外してはなりません（守秘義務）。
- ③福祉施設等は利用者にとって生活の場、就労及び生活訓練の場であることを十分に理解し、利用者の生活を乱したり、人権や尊厳を傷つけることのないよう格別の注意を心掛けてください。

4 福祉施設等での介護等体験の期間

(1) 期 間：別に定める期間とする。

*病気、ケガ等やむを得ない場合を除き、体験は必ず年度内に終了するようにしてください。

(2) 日 数：原則として、月曜日から金曜日の「5日間連続」を基本とします。

*大学等の事情により、7日間の体験を行う場合がありますが、その時は、本会から御連絡します。

*体験期間中に「祝日」がある場合は、受入可能な場合は体験日とし、不可能な場合は土・日曜日又はその前後の日を体験日として、必ず5日間の体験ができるように御配慮ください。

*諸事情（施設の休日等）により、非連続日（例／月～水、金、土）での体験になる場合は、大学又は学生と調整の上実施してください。その場合、本会への連絡は必要ありません。

「終了報告書」（様式第6号）提出時に実際の体験期間を御記入ください。

(3) 時 間：1日あたり概ね6時間程度とします。

*ただし、それぞれの福祉施設等の受入方針や介護等の体験の内容によっては、この限りではありません。

*基本的には、福祉施設等での1日の日課で対応してください。

5 本事業に要する費用

(1) 体験費用 1人1日1,000円（5日間－5,000円、7日間－7,000円）

介護等の体験費用は学生が負担し、本会が大学等から取りまとめの上、福祉施設等からの「終了報告書」（様式第6号）、「介護等体験実施費用請求書」（様式第7号）提出後に指定口座にお支払いいたします。

*多くの学生を受け入れる場合は、数回に分けて請求いただいても構いません。

(2) 食費の徴収

体験期間中に学生へ食事の提供を行う場合は、学生から直接実費を徴収してください。

(3) その他の費用徴収

学生が福祉施設等へ通う交通費、施設で提供する食費の実費以外の体験中の費用は原則として施設の負担となります。ただし、費用の性格上、施設が負担し難い場合は、事前に両者が協議の上、決定することとします。

6 受入調整方法について

- (1) 受入福祉施設等からは、あらかじめ、『介護等体験』事業実施後における意見・要望について（様式第1号）、「年間受入計画書」（別添1）を提出していただきます。
 - * 『介護等体験』事業実施後における意見・要望について（様式第1号）については、前年度の受入状況について御記入の上、提出してください。
- (2) 本会において調整を行い、受入福祉施設等に対して「受入決定通知書」（様式第2号）をお送りします。
- (3) 大学等又は学生が、受入福祉施設等に直接申し込むことはできません。直接申し込みがあった場合は、まず、本会に連絡するようにお伝えください。

7 決定後の対応について

- (1) 「受入決定通知書」（様式第2号）に記載されている体験日時の遅くとも4週間前には学生から施設へ連絡するよう指導しています。連絡・調整等は学生と直接行ってください。また、「健康診断書」、「細菌検査等」が必要な場合は、そのときに学生にお伝えください。
- (2) 学生の体験期間の変更・辞退等については、大学等から本会へ「変更・辞退届」を提出することとなっています。ただし、受入福祉施設等の都合により、学生の体験日程を変更する場合は、学校並びに本会へ御連絡ください。
 - * ただし、「祝日」や受入福祉施設等の「休日」により、非連続日（例／月～水、金、土）となる場合についての連絡は必要ありません。
- (3) 中止
 - ①施設長が、学生の取組姿勢や内容に著しい問題があると判断した場合は、学校と協議し、体験を速やかに中止させることができます。
 - ②感染症の発生により介護等体験の実施が困難になった場合などは、その施設での体験は中止（または延期）となります。
 - ③施設において、介護等体験の趣旨から逸脱するような状況が見受けられ、改善されない状態が継続するような場合には、体験を中止させていただくことがあります。

〔逸脱している例〕

○職員が利用者の権利を侵害している、○利用者に対する職員の言動やサービス内容に問題がある、○体験内容が洗濯や掃除、就労支援における作業活動だけで利用者との交流の機会が全く用意されていない、○職員が体験学生の携帯電話番号を個人的に聞くなど

8 体験終了後の報告

- (1) 「証明書」（様式第5号）の発行
 - ①「証明書」（様式第5号）の発行とは、体験の終了後に学生の持参（若しくは、大学等から郵送）する証明書（様式第5号）に体験の期間、施設名、所在地、体験の概要を記述し、施設長の氏名及び押印（公印）をしてください（この証明書は、学生が教育委員会に免許申請をする時に必要です）。
 - ②受入福祉施設等は、「介護等体験「証明書」発行原簿」（様式第4号）を作成し、これを4年間保管してください。
 - ③学生の体験に取り組む姿勢や内容に著しい問題があると判断する場合は、「証明書」（様式第5号）を発行しない場合もあり得ることとします。なお、その場合は、本会に「介護等の体験の取消」（様式第3号）を提出してください。

- ④「証明書」(様式第5号)以外に『介護等体験』事業実施後における意見・要望について(様式第1号)を次年度に提出していただくほか特に求めません。ただし、学生が「体験ノート」等を持参している場合は、可能な範囲で学生の体験記録の確認等をお願いします。
- (2) 介護等体験終了後報告書(様式第6号)の提出
- 受入福祉施設等は、学生の介護等の体験が終了した後、本会对し「介護等体験終了後報告書」(様式第6号)、「介護等体験実施費用請求書」(様式第7号)、「証明書」(様式第5号)の写しを本会が指定した期日までに提出してください。
- *多くの学生を受け入れる場合は、数回に分けて請求いただいても構いません。

9 事故等への対応について

- (1) 本事業に伴う学生の事故等に対しては、大学等あるいは学生が加入する保険で対応することとします。(例：財団法人内外学生センターが実施する学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険A若しくはB他)
- (2) 万一、体験期間中に事故が起きた場合は、直ちに本会に連絡するとともに、事態収拾後「介護等体験事故報告書」(様式第8号)を本会に提出してください。
- (3) 体験学生の貴重品の保管については、学生に体験中所持させる他、鍵のかかるロッカーを提供したり、事務室で保管するなど、盗難事故が生じないよう御配慮お願いいたします。

10 事故発生の責任について

- (1) 介護等の体験者及び大学等は、体験者が体験実施福祉施設等において、発生させた事故については、原則としてその責任を負うものとします。
- (2) 福祉施設等は、体験実施福祉施設等において、体験者等に対して発生させた事故については、原則としてその責任を負うものとします。
- (3) 大学等及び福祉施設等は、福祉施設等において事故の発生があったときは、速やかに県社協に、事故の状況を報告するものとします。
- (4) 体験中の事故については、『静岡県介護等の体験実施取扱概要書』第11条を準用し、大学及び体験者と、福祉施設・利用者及び職員との間で協議の上、解決することとします。

11 その他の留意事項

- (1) 体験学生に対する性的言動等の予防の徹底について
- 学生に対する利用者による性的な冗談やからかい、身体への不必要な接触、職員によるセクハラ・パワハラ行為などの苦情が寄せられています。
- 職場でのセクハラ・パワハラ行為は、本人はもとより管理者の監督責任も重視されることから、職員及び利用者による学生に対するセクハラ・パワハラ行為について、施設の管理責任は重大と考えます。
- 施設は、性的言動に問題を抱えている利用者について日常業務の中で知り得る立場にあるため、あらかじめ体験プログラム上で予防策を講じるようお願いします。また、職員の学生への関わり方について、十分留意していただくようお願いします。

12 その他

- (1) 本要項中に定めるもののほか、必要な事項については本会が定めることとします。
- (2) この要項の実施に係る事務は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会福祉企画部経営支援課が行います。

附 則

- 1 この要項は、平成14年度の事業から施行します。
- 2 この要項の施行前の「社会福祉施設等において実施する介護等の体験の受入調整業務実施要綱」（平成10年7月30日制定）は、平成13年度事業までとして廃止します。

附 則

この要項は、平成15年度の事業から施行します。

附 則

この要項は、平成16年度の事業から施行します。

附 則

この要項は、平成18年度の事業から施行します。

附 則

この要項は、平成19年度の事業から施行します。

附 則

この要項は、平成20年度の事業から施行します。

附 則

この要項は、平成23年度の事業から施行します。

附 則

この要項は、平成27年度の事業から施行します。

附 則

この要項は、平成29年度の事業から施行します。

附 則

この要項は、平成31年度の事業から施行します。